

調査報告書

令和7年3月28日

仙台市立[REDACTED]小学校いじめ調査委員会

仙台市立[]小学校いじめ調査委員会報告書

1 重大事態調査の位置付け

- (1) 重大事態の別 1号
(2) 重大事態認定日 令和6年12月10日

2 調査の目的、調査組織の構成

- (1) 調査の目的 1) 重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにする。
2) 当該重大事態への対処について検証する。
3) 同種の事態の再発防止策を講ずる。

- (2) 調査期間 第1回調査委員会 令和7年1月14日(火) 10:00~12:00
第2回調査委員会 令和7年1月24日(金) 10:00~12:00
第3回調査委員会 令和7年2月6日(木) 10:00~12:00
第4回調査委員会 令和7年2月12日(水) 10:00~12:00
第5回調査委員会 令和7年2月25日(火) 10:00~12:00
第6回調査委員会 令和7年3月14日(金) 10:00~12:00

- (3) 調査組織の構成 委員長 [] (校長)
副委員長 [] (学校運営協議会副会長)
委員 [] (前民生委員主任児童委員)
[] (学校支援地域本部スーパーバイザー)
[] (教頭)
[] (教務主任兼いじめ対策担当教諭)
[] (2学年主任)
[] (養護教諭)

3 当該事案の概要

- (1) 対象児童 2年[]組 []
・欠席日数 令和6年度 合計欠席 []日
・欠席状況(令和6年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
授業日数	[]											
欠席日数	[]											

- (2) 関係児童 2年[]組 []

(3) 当該事案の概要

令和6年5月16日に対象児童父から「対象児童がクラス内で嫌な思いをすることが多くなった」等の訴えがあり、9月2日[]アンケートでは、お絵描きで仲間外れにされたとの訴えがあった。9月以降も対象児童から関係児童に対する複数の訴えがあった。

[]
12月10日、いじめの疑いがあり[]があることから、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」の重大事態に該当するものと判断し、いじめ重大事態と認定することとなった。

4 調査の内容

- (1) 調査方法 資料（学校対応記録等）分析
- (2) 調査内容 第1回～第4回にて資料の確認、事実関係、事案の確認を行った。第5回～第6回にて調査報告書の意見交換、審議を行った。

5 重大事態発生の概要

(1) 対象児童の訴え

- ①以前、関係児童に何も話しかけていないのに、すごい目で睨まれ、強い言葉を投げつけられて怖い思いをした。
- ②以前、関係児童がたまたまトイレで隣同士となり、思わずガスの音を出してしまったところ、戸をあけて出た時に関係児童が他のクラスメートを連れてきて待ち構え、笑われた。
- ③以前、業間休みに関係児童と他の児童がお絵かきをしていたとき、対象児童が「まぜて」と言ったら関係児童に「満員だよ」「ダメ、無理。」「対象児童が見ているから行こう。」と言われ、入れてもらえなかった。
- ④令和6年9月11日、教室で咳をして誰かは分からないけど笑われた。咳をすると笑うのは女子では関係児童だけ。関係児童は、児童A児童Bが咳をすると「大丈夫」と言い、対象児童のときだけ「プププ」と笑われた。授業後、関係児童が児童Aに「対象児童が、めっちゃ咳していたね」言って、児童Aは「知っているよ」と返していた。
- ⑤令和6年9月13日、保健室で咳をしたら誰かに笑われた。
- ⑥令和6年9月20日頃、[REDACTED]別室[REDACTED]に行っていて、そこから保健室に行こうとしたら、廊下で関係児童に会い、「なんで最近来てないの」と言われた。黙っていたら「なんで無視するの」と言われた。保健室に逃げたら、追いかけてきて関係児童も「お腹痛くなった。」と言って保健室に入った。その間に逃げようとしたら、関係児童は「お腹痛いの治りました」と行って教室まで追いかけてきた。別日かもしれないが、関係児童は「なんで休んでいるんだろうね。何で来ないの。私たちだって休みたいよね」と児童Aに話していた。
- ⑦令和6年5月25日、運動会で対象児童の前に児童Eがいて、後ろに関係児童が並んでいた。関係児童に押されて対象児童が児童Eにぶつかった。児童Eが「対象児童がぶつかったんだよ。」と言い、関係児童に「そうだよ、対象児童が気をつけないからだよ。」と言われた。
- ⑧以前、校庭のブランコで、関係児童が端のブランコに乗っていて、対象児童はその隣のブランコを他の児童にゆずってもらい、乗るときに関係児童の前を横切ろうとして何度も聞いたのに関係児童が無視しているので、さっと横切ろうとした時、ブランコに乗っていた関係児童にこめかみ付近を蹴られた。関係児童から「気を付けてよね」と言われた。

(2) 関係児童からの聴取内容

①強い言葉で言われたり、にらまれたりしたことについて

関係児童に令和6年5月20日と21日に聴き取った。「給食時間、話しかけてきたときにごはん粒がかかって『止めて』と強く言った。」「5月17日、対象児童の定規を拾ってあげたら、『ほっといて』と言われた。」「つばがとんだとき、睨んだりしたことはある。」「算数の時間に、対象児童が『問題を解いていいの』『ノートに書いてもいいの』など先生が話したことを確認してくる。」「対象児童から『何様』と言われ、自分も『何様』と言り返した。お互いに楽しく笑いながら言った。」「強い言葉や睨んだことは悪かったと思う。強い言葉じゃなく優しく言えば良かったと思う。これからは仲良くしたい。」ということだった。

対象児童に5月23日に聴き取った。「何様」は、お互いが言ったということだった。

②トイレでおならを笑われたことについて

関係児童に令和6年5月20日と11月14日に聴き取った。「トイレのことについては、おぼえていない」「ぜんぜん覚えていない」ということだった。

児童A・児童B・児童C・児童Dに、5月20日と11月5日に聴き取った。「分からない」「覚えていない」ということだった。

③お絵描きで仲間外れにされたこと

関係児童に令和6年9月4日に聴き取った。『満員だよ』とは言っていない。『明日ならいいよ。』と言った。でも、明日遊んだことはない。」11月14日に聴き取ったところ「いじわるをするつもりはなかったけど、最初に決めてた遊びがあるのに対象児童が勝手にこれしようって決めて嫌だ。入れたくなくて3人で遊ぶってなっちゃった。対象児童が遊びに合わせられたら一緒に遊べる」ということだった。

児童Aと児童Bに、11月7日と11月8日に聴き取った。『満員だよ』は聞いていない。

関係児童とお絵かきをしたことはある。たぶん犬の絵を描いた。私達は対象児童に『いいよ』と言って、関係児童は『分かんない』と答えたような気がする。『対象児童が見ているから行こう』『満員だよ』は聞いていない。」「分からない」ということだった。

④教室で咳を笑われたこと

担任と指導補助員に令和6年9月11日に聴き取った。「そのようなことはなかった。見ていない。」ということだった。

児童Aと児童Bに、11月7日と11月8日に聴き取った。「咳とかは聞いてない。笑ったこともない。」ということだった。

児童E・児童F・児童G・児童H・児童Iに、11月5日と7日と8日に聴き取った。「分からない」「自分は児童Eのことは笑ったかもしれない」ということだった。

⑤保健室で咳を笑われたこと

養護教諭に、令和6年9月17日に聴き取った。「私が見ていたときに、そのようなことはなかった。その時に保健室にいた子供は、1年生女子だけだったはず。1年生女子は笑わないと思う。」ということだった。

⑥関係児童に、追いかけて何で休んだのかと聞かれたこと

児童Aに、令和6年11月8日に聴き取った。「普通の会話で関係児童が『対象児童が何で来ないんだろうねえ』と言って『そうだね。』は、あったが、『私達だって休みたいよね』は言っていない。」「関係児童が対象児童に『何で休んでるの』と言っているところも、見ていない。」ということだった。

児童Bに、11月7日に聴き取った。「自分は何で休んでいるか、対象児童に聞いていない。『関係児童にいじわるされているのも理由の一つ』と聞いていないし、『そうなんだ』とも言っていない。」「関係児童が対象児童に『何で休んでるの』と言っているところも、見ていない。」ということだった。

関係児童に、11月14日に聴き取った。「追いかけて何で休んだのと聞いたか、覚えていない。」ということだった。

⑦運動会で、関係児童に押され、「対象児童が気を付けないからだよ。」と言われたこと

担任・学年主任に、令和6年12月17日に聴き取った。「運動会で、対象児童からのそのような訴えはなかった。他の子もそのようなことは言っていなかった。」ということだった。

関係児童に、令和7年1月7日に関係児童母が聴き取ったが、「していない」ということだ

った。

⑧ブランコの時に関係児童に蹴られて「気をつけてよね」と言われたこと

担任・学年主任に、令和6年12月17日に聴き取った。「ブランコで、対象児童からのそのような訴えはなかった。他の子からもそのようなことは聞いていない。」ということだった。養護教諭に、12月17日聴き取った。「ブランコでそのようなことは聞いていない。保健室への来室記録はない。」ということだった。

関係児童に、令和7年1月7日に関係児童母が聴き取った。「していない」ということだった。

(3) 当該事案の事実経過

①令和6年5月16日対象児童父から、嫌なことをされていると訴えがあり、教育相談課に第一報を入れた。いじめ防止等対策委員会で情報共有し対応策を検討した。17日対象児童に聴き取り、いじめ防止等対策委員会で対応策を検討し、教育相談課へ報告した。20日関係児童に聴き取り、いじめ防止等対策委員会で情報共有し対応策を検討した。21日双方の保護者に経緯を伝え、教育相談課へ報告した。23日対象児童と対象児童母・教頭・担任が面談で説明し、関係児童母に連絡し説明した。いじめ防止等対策委員会で情報共有と対応策を検討した。24日教育相談課へ報告した。25日いじめ防止等対策委員会で情報共有した。28日対象児童父に連絡して説明し、教育相談課へ報告した。

②9月2日[]アンケートで訴えがあり、いじめ防止等対策委員会で情報共有し対応策を検討した。3日対象児童に聴き取り、4日関係児童に聴き取り、いじめ防止等対策委員会で情報共有し、双方の保護者に連絡した。5日対象児童に関係児童が謝罪し、双方の保護者に連絡した。

③9月11日対象児童から、咳を笑われると訴えがあり、教職員に聴き取りに行った。12日対象児童父に連絡し説明した。

④9月17日対象児童母から、保健室で咳をしたら誰かに笑われたと訴えがあり、教職員に聴き取り、対象児童母に連絡し説明した。18日対象児童母・学年主任・児童支援教諭で面談し、説明した。19日教育相談課へ連絡した。

⑤10月2日対象児童母から訴えがあり、いじめ防止等対策委員会で情報共有し対応を検討し、家庭訪問を行った。3日家庭訪問を行った。4日対象児童・対象児童父母・校長・教頭・児童支援教諭で今の状況について話した。7日いじめ防止等対策委員会で情報共有し対応を検討、教育相談課へ報告した。

⑥10月9日家庭訪問を行った。対象児童父から訴えがあり、いじめ防止等対策委員会で情報共有し今後の対応を検討した。10日教育相談課へ対応策について報告した。対象児童と母が、SCと面談した。11日対象児童父に連絡し、今後の対応について説明した。16日いじめ防止等対策委員会で情報共有し、対応を検討、教育相談課へ報告した。18日いじめ防止等対策委員会で校内体制を検討した。

⑦10月21日いじめ防止等対策委員会で校内体制を検討し、[]。

⑧10月28日家庭訪問を行った。29日家庭訪問を行った。

⑨10月31日対象児童と対象児童母が、SCと面談した。対象児童母と対象児童父から訴えがあり、いじめ防止等対策委員会で情報共有し対応を検討し、教育相談課へ報告した。

⑩11月1日いじめ防止等対策委員会で今後の対応を検討し、対象児童母に説明した。5日いじめ防止等委員会で対応を確認し、情報共有した。6日対象児童父に対応を説明し、いじめ対策

委員会 で情報共有した。7日対象児童と対象児童母がSCと面談し、教頭が対応の要望を受けた。8日いじめ防止等対策委員会 で情報共有し、今後の対応を検討した。11日教育相談課へ報告した。12日対象児童母に、聞き取った内容を伝えた。14日(木)対象児童と関係児童とSCと担任が話し合い、SCと担任が対象児童母に説明した。

⑪11月20日対象児童母から、対象児童がまたされるかもと不安になっていると訴えがあり、いじめ防止等対策委員会 で情報共有と対応の検討をした。

⑫11月26日対象児童母から、「本人に合わせた環境で学ばせたい」との理由から、[REDACTED]があり、教育相談課へ報告した。

⑬11月29日対象児童の[REDACTED]。

⑭12月17日対象児童母から対象児童が思い出した事案について訴えがあり、教育相談課へ報告した。

(4) 当該事案の事実経過から認定しうる事実等

調査の結果、5(1)①について、令和6年5月16日以前、給食時間に、対象児童が関係児童に話しかけたときに、ごはん粒がかかり、関係児童が対象児童に「止めて」と強く言ったこと、つばがとんだときに関係児童が対象児童を睨んだことは、認定できる。

5(1)③について、令和6年9月2日以前、関係児童と他の児童がお絵描きをしていたとき、対象児童が『まぜて』と言ったが、関係児童に入れてもらえなかったことは、認定できる。

5(1)②・④～⑧について、事実として認定できなかった。

6 学校の対応

(1) 学校の対応について

<初期対応>

- ・最初に訴えがあった強い言葉とトイレの事案について、事実を確認し関係児童が謝った部分はあるが、分からない部分も残った。対象児童にとって不安な場面を防ぐことができるよう、また、不安な場面があったときに対応できるよう、学級に入っている指導補助員や児童支援担当教諭、他の職員が、授業時間や休み時間のトイレ付近の見守りを1ヶ月ほど行った。その間は仲良く過ごす様子が見られた。

- ・いじめアンケートでわかった事案について、聴き取りを行い、言葉の違いはあったが、お絵描きの仲間に入れなかった事実が分かったため、反省を促し関係児童は対象児童に謝った。その後、一緒に遊ぶ姿を確認している。関係児童は、仲間外れにした理由を後になって話しており、早い段階でその理由を把握できていれば、指導に生かすことができたが、当初は聴き取ることができなかった。

<事後対応>

- ・その都度、聴き取りを行い保護者に連絡する、面談を行う、家庭訪問をするなどの対応を行ってきた。聴き取りをして分かったことについては、双方の保護者に伝え、児童に指導したが、分からなかったことについては、全体指導や見守りという対応となった。

- ・咳を笑われるとの訴えがあり、登校をしづらくなったとき、咳を笑っている場面を確認することはできず、誰に笑われたのかも分からなかった。当該学級は、夏休み前後から保健室利用児童が増え、学級で騒がしい場面が増えていた。担任が学級を掌握できていないためにこのような訴えがあるのかもしれないと考え、管理職が授業を参観して指導したり、仙台市教育センター若手相談支援室の指導を受けたり、学年合同の授業を実施したり、学生ボランティアの

見守りを増やしたりしたが、学級の騒がしい場面を改善することは難しかった。

- 令和6年10月31日に分かったことについて、聴き取りを始めていたが、対象児童母の要望に沿って聴き取りをストップし、SCと連携して対象児童と関係児童との話し合いの場を設けた。その後、[]があり、対象児童母と確認したが、関係児童へ聴かなくてもよいとのことから、関係児童への聴き取りはストップしたまま、対象児童の[]。

<組織対応>

- 登校等の連絡の窓口を教頭とし、保護者との連絡を密にとるように努めた。対象児童の要望から職員玄関を使用することとし、職員全体に周知し見守った。
- 対象児童と保護者を、SCとつなぎ、対象児童が気持ちを話せるように働き掛けた。
- 対象児童の気持ちが学校に向くように、放課後の家庭訪問や放課後登校時の指導を行った。
- 学校で過ごす場所は、教室以外の、保健室や[]別室、教育相談室があることを伝えて対応した。教頭や空き時間の教員、養護教諭、栄養教諭、他の職員の時間を毎日調整して対応した。
- []教頭が算数をT1で行い、学年主任による授業や合同授業を増やし、授業や休み時間に対象児童に見守りの教員を付けることとした。

(2) 学校の対応に係る考察

- 学校はその都度、聴き取りを行い保護者に連絡する、面談を行う、家庭訪問をするなどの対応を行ってきた。聴き取ったことについては双方の保護者に連絡し、悪かったことについては関係児童の反省を促し、謝るように指導してきた。しかし、事実が分からない部分があったことから、対象児童の不安を払拭することができず、対象児童の心の中には、関係児童に対する不安が残っている状態だったと考えられる。また、このことから対象児童と対象児童父母は、担任や学校へ不信感を募らせることになった。学校は、早い段階で対象児童父母と対面で話合う場を設定するなどして、状況を説明し、不信感の払拭に努めるべきであった。
- 2年生という発達段階を考えれば、指導する教員がその場の状況や行き違いを見取って整理したり、継続的に見守ったりすることが大切であるが、学級が騒がしいことが増えたことから、対象児童が守ってもらえないと不安を感じることに繋がった。聴き取りで事実が分からない中でも、全体指導を徹底し、教員が児童の気持ちに寄り添い、学校として組織で学級を支えるなど、もっと安心感を持たせることが必要であった。
- 対象児童は、いつも明るく快活に話すことができるが、自分が思ったことや感じたことを伝えることが苦手であることを、当初は学校として捉えていなかった。自分が嫌だと思ったことを相手に伝えることができず、関係児童とのわだかまりを解くことは難しかったものと考えられる。関係児童も、仲間外れにした理由を後になって話しており、自分の気持ちや理由を相手に伝えることができなかったと考えられる。早い段階で、教員が対象児童と関係児童の気持ちや理由を引き出し、話し合いの場を持たせるなどして、それぞれの気持ちの行き違いや状況の確認を丁寧に行い、注意すべきところは注意し、児童本人同士がもっと納得できる対応をするべきであった。
- 2学年は、発達段階として1学年時とは違い児童それぞれに自我が出てくる年齢である。対象児童が、慕っていた1学年担任と離れ、新しい友達や担任と新たに信頼関係作りをすることに対して、担任としても学校としても、もっと細やかな支援が必要だったものとする。複数で児童それぞれの得意不得意を見取り、丁寧に引き継いだり、早い段階でSCをつない

だりして、児童それぞれが自分の気持ちを話せるような環境づくりもすべきであった。

- ・いじめ事案認知後、学校は、迅速にいじめ防止等対策委員会を開き、明確な方針を決定し対応していた。また、状況が変わるたびに、いじめ防止等対策委員会を開き、状況に合わせた対応方針を繰り返し検討していたことは、組織対応として適切であった。

7 当該事案への対処及び再発防止策の提言

(1) 当該事案への対処について

関係児童は、強い言葉とお絵描きの件以外は「分からない」と言っており、他の児童の証言もないことから、事実が分からない。関係児童は、強い言葉とお絵描きの件について、事実が分かっていることについて謝っており、事実が分からない部分の謝罪は難しいと考える。

安心して過ごすことができるように、対象児童保護者と関係児童保護者に対して当該事案の調査結果や再発防止の説明をしっかりと行うことが重要と考える。

(2) 学校に対する提言

- ・学校では、児童の見取りについて、特に低学年児童の、それぞれの得意不得意や不安感につながりやすい部分についての見取りが重要である。複数教員で見取り、次の担任に引き継ぎ、継続して見守る校内体制を構築する必要がある。
- ・学校は、児童どうしの関係性を注意深く見守り、児童どうしで解決が難しいときは、教員が仲立ちし、児童が互いに納得できるような話合いや指導を行い、関係改善に努める必要がある。いじめが疑われる場合には、いじめ対策担当教諭が事案の把握や対応の見通し、管理職への情報伝達、いじめ防止等対策委員会を開催するなど、校内の組織的な対応の中心であることを意識して、いじめ事案に対応することが重要である。また、事実が分からない場合も考えられるが、それが不信感につながらないように、児童に寄り添い、両親と対面での話合いを持つなどして、理解や協力を得られるように説明を尽くすことが重要である。
- ・学校では、児童と担任が信頼関係を結び、安心して過ごせる学級をつくることが、小学校の教育活動の基盤であるが、教員にも個性があることから、児童と良好な関係を結ぶことが難しい場合も考えられる。管理職がリーダーシップをとり、教員の特性を把握し適切に指導することや、校内研修での児童理解を含めた指導力向上、得意分野を生かし苦手分野を補うような複数での指導体制の構築が必要である。児童が安心して気持ちを話すことができる教員やSCへ早期につなぐこと、児童が安心して過ごせる場として別室等の環境整備すること、人的配置も今後更に進めていく必要がある。

8 対象児童、関係児童等の現状

(1) 対象児童について

(2) 関係児童について

他の児童とのトラブル等なく、落ち着いて生活している。

(3) 学級について

騒がしくなり指導に従わないというような状況はなく、改善された。児童らが落ち着いた生活を送ることができている。